

岡崎市金入り設計書の情報提供に関する事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が情報公開を総合的に推進するため、岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号。以下「条例」という。）第22条の規定により、金入り設計書を情報提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

(提供する情報の範囲)

第2条 この要領により提供する情報は、積算システム「エスティマ」で作成した金入り設計書（表紙右上に10桁-1桁の番号が入った設計書で、都市整備部、土木建設部及び上下水道局が所管する工事に係るものに限る。）で、次に掲げるもの（これらに類するものを含む。）とする。

- (1) 表紙（右上に10桁-1桁の番号が入った表紙）
- (2) 工事費内訳表
- (3) 明細表
- (4) 代価表
- (5) 積算情報表

(情報提供の申出等)

第3条 前条の情報の提供を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、別記様式に、次に掲げる事項を記入の上、当該別記様式を市長に提出することにより申し出るものとする。

- (1) 申出者が個人の場合にあっては郵便番号、住所、氏名及び電話番号、申出者が法人その他の団体の場合にあっては事務所又は事業所の郵便番号、所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号
- (2) 金入り設計書の名称及び発注課等の情報
- (3) 情報の提供方法
- (4) 情報の受取方法
- (5) 提供情報の媒体
- (6) 連絡者（申出者と異なる場合に限る。）の氏名及び電話番号

2 別記様式の提出は、持参によるものとする。

(情報の提供方法)

第4条 閲覧を希望する場合は、紙により閲覧を行う。

- 2 閲覧場所は、発注課において行う。
- 3 情報提供する情報の写しの交付は、CD-Rにより行う。
- 4 前項のCD-Rにより交付する電子ファイルは、DW形式もしくはPDF形式によるものとする。

(費用の負担)

第5条 情報提供に係る手数料は、無料とする。

- 2 申出者が第2条に規定する情報について写しの交付を希望した場合は、当該公文書の写しの交付に要する実費に相当する額として、条例第18条第2項の規定により市長が定める額を徴収する。

(適用除外)

第6条 この要領によらない閲覧又は写しの交付は、条例第6条の規定に基づく公文書開示請求の手続によるものとする。

附 則

この要領は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月15日から施行する。